

第 2 2 期
第 2 1 回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和 4 年 2 月 2 5 日 (金) 午後 1 5 時 0 0 分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2 階 大会議室

出席委員 (9 名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 欠 席 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤 永治郎 | 9. 欠 席 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 3 0 号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第 4	報告第 3 1 号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第 5	議案第 9 1 号	農地法第 3 条の規定による許可について
日程第 6	議案第 9 2 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 7	議案第 9 3 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 9 4 号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第 9	議案第 9 5 号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第 10	議案第 9 6 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について
日程第 11	議案第 9 7 号	令和 4 年度 標準農作業賃金・農作業委託料について
日程第 12	議案第 9 8 号	令和 4 年度 農地の賃借料情報について
日程第 13	議案第 9 9 号	令和 4 年度 参考賃借料について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦勞様でございます。

これより、第21回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、9名であります。児玉委員及び丸川委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、調査報告を求めるため、小林周一農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 樋口金一郎委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第30号 「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第30号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○
賃貸人 ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○番地
地 目 田
地 積 1, 320㎡ 他3筆
契約期間 平成24.4.26～令和4.3.31
解約日 令和4.2.10
解約の事由 相手方の要望
他11件
報告は以上になります。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第31号 「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第31号 「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号 1

申出人 長井市○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○
地	番	○○番地
地	目	田
地	積	241㎡ 他2筆
申出	内容	土地の売却のあっせん
結	果	○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○ ○○ と売買が成立 報告は以上になります。

議 長

説明が終わりました。ここで1番案件について、調整委員の5番 鈴木政司委員よりあっせんの報告をお願いいたします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 農用地の利用関係の調整報告をいたします。

1月、わたくしと、安達善晴農地利用最適化推進委員の2名で、申出人○○○○氏より申請があった、大字○○地内の農地3筆の売買のあっせん調整を行いました。調整の結果、白鷹町大字○○○○○○○○番地 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○より、買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 3筆2, 509㎡で、総額○○○○○○○円です。

引き渡し時期は、令和4年3月29日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。2月1日付で調整調書を作成し、提出いたしました。以上、報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第91号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

報告第91号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 長井市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 田
地 積 2, 779㎡ 他1筆
経営面積 691, 252㎡ (取得前)
694, 070㎡ (取得後)
契約の種類等 所有権の移転(売買)
対 価 総額 〇〇〇〇〇〇円
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

2月18日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機 3台、コンバイン3台、SS1台、乾燥機4台、車輛5台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、社員8人とのことです。技術は33年の経験があり、問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は69万4,070㎡です。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件について許可することに決しました。

日程第6 議案第92号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第92号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○○○○○ ○○ ○
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○番地○

地目	畑
地積	87㎡ 他1筆
規約の種類等	使用貸借権の設定
転用目的	一般住宅
備考	併用地 宅地189㎡ 他2件 説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、小林周一 農地利用最適化推進委員よりお願いします。

小林周一推進委員 はい、議長。

議 長 はい、小林推進委員。

小林周一推進委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、丸川正博 委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、融資証明により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する宅地が併用地になります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして2番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、紺野 正光 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、道路法の許可については、許可後に申請します。また、農振除外については、すでに完了しております。

隣接する既存の事業所用地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして3番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

村上浩康委員 はい、議長。

議 長 はい、村上委員。

村上浩康委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

2月19日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、通帳残高及び融資証明書により確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、
「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件は、「許可相当」をもって県に進達
することに決しました。

日程第7 議案第93号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第93号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促
進法第18条の規定により、令和3年度 第10回 白鷹町農用地利用集積計
画の決定を求める。公告予定年月日は令和4年2月28日。

【所有権移転】

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地
地	目	畑
地	積	126㎡ 他1筆
契約の種類等		所有権の移転(売買)
土地の引渡時期		令和4.3.1
対価(10a当り)		〇〇〇〇〇〇円

他7件
説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件から8番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第10回 白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第8 議案第94号 「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。

なお、本案件は、議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第94号 「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

1. 権利設定者（譲受人）

住 所 白鷹町大字○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住 所 長井市○○○○○○○○○○ ○○ ○○
土地の所在 大字○○○○○○○
地 番 ○○番地

地目	田
地積	241㎡ 他2筆
利用目的	地番〇〇番地につきましては転作 ほか2筆につきましては水稻
総額	10a当りの単価（転作） 〇〇〇〇〇〇円 10a当りの単価（水稻） 〇〇〇〇〇〇円

3. 権利の設定等の内容

権利の内容	所有権移転
法律関係	売買
権利の設定・移転の時期	令和4年3月29日
支払期限	令和4年3月29日
土地の引き渡し時期	令和4年3月29日

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり農用地
利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 挙手全員 》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。
ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上委員 入室)

日程第9 議案第95号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで白鷹町農業
委員会会議規則第19条の規定に基づき、2番 新野清委員及び10番 村上
浩康委員の退室を求めます。

(新野委員、村上委員 退室)

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第95号 「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき、調整委員を指名したので承認を求めます。

1. 申出人 白鷹町大字○○○○○○○○○○ ○○ ○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○○番地
地 目 田
地 積 1, 464 m²
申出内容 土地の売却あつせん
指名した調整委員
新野 清 委員
村上 浩康 推進委員
説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。
ここで、2番 新野清委員及び、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(新野委員、村上委員 入室)

日程第10 議案第96号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」を議題といたします。

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第96号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部を変更について」白鷹町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部を変更することについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求める。別紙のとおり

別紙をご覧ください。

白鷹町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

【変更理由】

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の改正及び山形県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が一部改正されたことに伴い、それに合わせて基本構想の変更を行うもの。

また、令和3年12月6日付け白農発第404号による意見徴収において白鷹町農業委員会より意見をいただき、その内容を反映させている。

【変更の概要と対応】

加 筆

- ①6次産業化の振興

修 正

- ①新規就農者の確保・育成にかかる目標及び支援体制
- ②農地利用集積円滑化事業の記載の削除
- ③営農類型・経営指標の見直し
- ④各種統計による数値については、当初の変更案作成後に公表された内容を反映させた。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については、変更するに「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第11 議案第97号 「令和4年度標準農作業賃金・農作業委託料金について」を議題といたします。

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第97号 「令和4年度標準農作業賃金・農作業委託料金について」令和4年度標準農作業賃金・農作業委託料金について、次のとおり決定する。

別紙のとおり

別紙をご覧ください。

○令和4年度標準農作業賃金・農作業委託料金

農作業賃金 普通作業 金額 7,100円

摘 要 賃金は食抜きとし、1日の労働時間を8時間とする。

○農作業委託料金

種 別 畑耕起

単 位 10a

金 額 消費税抜き 9,000円

消費税込み 9,900円

摘 要 2回掛け

以下、ここに記載のとおり記載内容となっております。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決することにご異議ありませんか

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。

日程第12 議案第98号 「令和4年度農地の賃借料情報について」を議題といたします。

会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第98号 「令和4年度農地の賃借料情報について」令和4年度農地の賃借料情報について、次のとおり決定する。別紙のとおり

別紙をご覧ください。

○令和4年度農地の賃借料情報

【水田の賃借料】

地 区	蚕 桑
平均額	10,200円
最高額	11,500円
最低額	9,500円
筆 数	42筆

ほか、各地区の状況につきましては、記載のとおりでございます。

【白鷹町全域】

平均額	13,700円
最高額	20,000円
最低額	9,500円
筆 数	125筆

【畑の賃借料】

蚕桑地区につきましては、令和3年情報になりますので、鮎貝地区を読み上げさせていただきます。

地 区	鮎 貝
平均額	5,000円
最高額	5,000円
最低額	5,000円
筆 数	4筆

ほか、各地区の状況につきましては、記載のとおりでございます。

【白鷹町全域】

平均額	5,400円
最高額	6,900円
最低額	4,000円
筆 数	9筆

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決することにご異議ありませんか

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。
日程第13 議案第99号 「令和4年度参考賃借料について」を議題といたします。
会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。
議案第99号 「令和4年度参考賃借料について」令和4年度参考賃借料について、次のとおり決定する。別紙のとおり

別紙をご覧ください。

○令和4年度参考賃借料

種 別	田（水稻）
農地区分	1等級
参考賃借料	16,000円
共済組合引受基準収量（10a当り）	600kg以上

2等級から4等級につきましては、記載のとおりでございます。

種 別	畑
農地区分	普通畑
参考賃借料	4,000円
共済組合引受基準収量（10a当り）	主たる作物として、馬鈴薯・大根の1年2作により算定

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決することにご異議ありませんか

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第21回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様
でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第21回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和4年2月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____